

令和3年1月12日～2月7日までの施設利用取消、延期について

渋谷区文化総合センター大和田
指定管理者 しぶや文化創造グループ

今般の新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言をうけて、別紙利用ガイドラインのとおり、各施設とも定員数を50%に制限いたします。また、練習室、学習室、展示ギャラリー、多目的アリーナは午後8時に営業終了となります。それに伴い、利用取消、延期をされる場合は、以下のご対応とさせていただきます。なお宣言の期間が延長された場合には、宣言の内容によって協議いたします。

1. 1月12日～2月7日までの緊急事態宣言発出期間中のご利用取消

納付済みの利用料金を全額還付いたします。

2. 利用日の変更

a. ホール

1回のみ可能 2021年12月末までの空き日に変更可

納付済みの利用料金は変更日に充当

変更による利用料金の差額は追徴、還付を行います。

b. 練習室、学習室、多目的アリーナ

1回のみ可能

変更による利用料金の差額は追徴、還付を行います。

c. 展示ギャラリー

1回のみ可能

変更による利用料金の差額は追徴、還付を行います。

3. 手続きの期限

取消、変更については、利用開始時間までに必ずお手続きをお済ませください。

3Fホール事務室（取消申請は郵送でも可）にて承ります。

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町23-21 3階ホール事務室 03-3464-3251

4. 必要書類

a. 使用承認書原本

b. 施設利用取消届 兼 利用料還付申請書

<https://www.shibu-cul.jp/hp/wp-content/uploads/2020/06/ee5c26d239a6ea216d0fb113d8a2992f.pdf>

c. 還付金請求書兼口座振替依頼書

<https://www.shibu-cul.jp/hp/wp-content/uploads/2020/06/6af154205fa870a7541d0bf65f0a0806.pdf>

d. 振込先口座がわかる通帳、キャッシュカード等（窓口申請時のみ）

以上